

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）<u>を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するもの及び職場適応訓練を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（<u>職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。</u>）を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたものうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(基本手当)</p> <p>第4条 基本手当は、支給対象者が<u>公共職業訓練又は職場適応訓練</u>を受ける期間の日数に応じて、支給する。ただし、支給対象者が病気又は負傷により引き続いて14日を超えて訓練を受けることができなかつた場合は当該14日を超える期間又は天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず訓練を受けなかつた場合は当該訓練を受けなかつた期間については、支給しない。</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、<u>公共職業能力開発施設が行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）</u>、<u>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）</u>及び職場適応訓練（以下「公共職業訓練等」と総称する。）<u>を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたものうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(基本手当)</p> <p>第4条 基本手当は、支給対象者が<u>公共職業訓練等</u>を受ける期間の日数に応じて、支給する。ただし、支給対象者が病気又は負傷により引き続いて14日を超えて訓練を受けることができなかつた場合は当該14日を超える期間又は天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず訓練を受けなかつた場合は当該訓練を受けなかつた期間については、支給しない。</p>

2 基本手当の日額は、支給対象者の居住する地域（公共職業訓練を受けるために居住する地域を変更した場合は、変更後の地域）により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

3・4 [略]

(技能習得手当)

第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が公共職業訓練又は職場適応訓練を受けた日数に応じ、通算して40日分を限度として支給する。

2 [略]

3 技能習得手当のうち通所手当は、次の各号のいずれかに該当する支給対象者に対して、支給する。

(1) 支給対象者の住所又は居所から公共職業訓練又は職場適応訓練を行う施設への通所（以下「通所」という。）のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に該当するものを除く。）

(2)・(3) [略]

4～7 [略]

(寄宿手当)

第6条 寄宿手当は、支給対象者が公共職業訓練又は職場適応訓練を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（配偶者については、届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿している場合に、当該親族と別居して寄宿した期間の日数に応じて、支給する。

2 [略]

(受給資格の認定)

第8条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書（県内において公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者（以下「県内受講者」という。）にあつては様式第1号及び様式第1号の2、県外において公共職業訓練を受ける者（以下「県外受講者」という。）にあつては様式第1号の3）を、当該訓練を受ける施設の長（当該訓練が職場適応訓練であるときは、当該訓練を行う事業所の事業主及び当該訓練を行う事業所の所在地を所管する公共職業安定所の

2 基本手当の日額は、支給対象者の居住する地域（公共職業訓練等を受けるために居住する地域を変更した場合は、変更後の地域）により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

3・4 [略]

(技能習得手当)

第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が公共職業訓練等を受けた日数に応じ、通算して40日分を限度として支給する。

2 [略]

3 技能習得手当のうち通所手当は、次の各号のいずれかに該当する支給対象者に対して、支給する。

(1) 支給対象者の住所又は居所から公共職業訓練等を行う施設への通所（以下「通所」という。）のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に該当するものを除く。）

(2)・(3) [略]

4～7 [略]

(寄宿手当)

第6条 寄宿手当は、支給対象者が公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（配偶者については、届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿している場合に、当該親族と別居して寄宿した期間の日数に応じて、支給する。

2 [略]

(受給資格の認定)

第8条 訓練手当の支給を受けようとする者は、県内において公共職業訓練等を受ける者にあつては別に定める様式による訓練手当受給資格認定申請書及び訓練手当受給資格認定申請書（通所手当関係）を、県外において公共職業訓練又は求職者支援訓練を受ける者（以下「県外受講者」という。）にあつては別に定める様式による訓練手当受給資格認定申請書（県外受講者）を、当該訓練を受ける施設の長（当該訓練が職場適応訓練であるときは、当該訓練を行う事業所の事業主及

<p>長。以下同じ。)を経由して、<u>知事に提出しなければならない</u>。</p> <p>2 知事は、前項の<u>申請書</u>を提出した者が訓練手当の受給資格を有するものと認定したときは、<u>訓練手当受給資格認定書(様式第2号)</u>を、その者に交付するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第2項の規定により受給資格を有するものと認定された者(以下「受給資格者」という。)は、<u>訓練手当受給資格認定申請書</u>の記載事項に係る事実に変更があった場合は、速やかに、当該訓練を受ける施設の長を経由して、<u>知事に届け出るとともに、訓練手当受給資格認定書を提出しなければならない</u>。</p> <p>6 [略] (支給の申請)</p> <p>第9条 受給資格者は、訓練手当の支給を受けようとする場合には、毎月5日(県外受講者にあつては、毎月7日)までに、<u>前月分の訓練手当に係る訓練手当支給申請書(様式第3号)</u>を、当該訓練を受ける施設の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>び当該訓練を行う事業所の所在地を所管する公共職業安定所の長。以下同じ。)を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の<u>訓練手当受給資格認定申請書、訓練手当受給資格認定申請書(通所手当関係)又は訓練手当受給資格認定申請書(県外受講者)</u>(以下「<u>訓練手当受給資格認定申請書等</u>」という。)を提出した者が訓練手当の受給資格を有するものと認定したときは、<u>別に定める様式による訓練手当受給資格認定書</u>を、その者に交付するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第2項の規定により受給資格を有するものと認定された者(以下「受給資格者」という。)は、<u>訓練手当受給資格認定申請書等</u>の記載事項に係る事実に変更があった場合は、速やかに、当該訓練を受ける施設の長を経由して知事に届け出るとともに訓練手当受給資格認定書を提出しなければならない。</p> <p>6 [略] (支給の申請)</p> <p>第9条 受給資格者は、訓練手当の支給を受けようとする場合には、<u>前月分の訓練手当について毎月5日(県外受講者にあつては、毎月7日)までに、公共職業訓練又は職場適応訓練を受けているときにあつては別に定める様式による訓練手当支給申請書を、求職者支援訓練を受けているときにあつては別に定める様式による訓練手当支給申請書(求職者支援訓練受講者用)</u>を、当該訓練を受ける施設の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の訓練手当支給規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書又は認定書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書又は認定書については、なお従前の例による。